

農業者の皆様へ

## 清瀬市農業委員会からのお知らせ (No.26)

編集・発行 清瀬市農業委員会 事務局 清瀬市中里 5-842 042-497-2052

### 清瀬市農業まつりを開催しました



令和5年11月18日(土)及び11月19日(日)に清瀬市コミュニティプラザひまわりにて清瀬市農業まつりを4年ぶりに開催いたしました。前日の準備では大雨に見舞われましたが、農業委員を含む農業まつり実行委員の方々にご協力賜り、無事に開催することができました。また、当日は晴天に恵まれ、たくさんのお客様に花および植木の無料配布や宝船、野菜の即売を楽しんでいただき、市民と農業者の貴重なふれあいの場となりました。ご協力頂きました皆様、誠にありがとうございました。

### 清瀬市農業委員会会長あいさつ

令和5年清瀬市議会において、農業委員14名が任命され農業委員会会長に再度就任しました。今後も清瀬市の農業者代表として、引き続き職務に邁進して参りますのでどうぞ宜しくお願い申し上げます。

さて、本年度は夏の異常な猛暑日に加え農業資材等の物価高騰が続き、農作物の栽培にあたっては皆様大変ご苦労されたことと思います。このような厳しい状況の中ではございましたが、清瀬市農畜産物品評会では皆様のご尽力により、審査員の方々から大変良い講評を頂戴しました。今後も私どもの高い技術力を市内外の皆様にお示ししていきたいと考えておりますので引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

また農業委員会では、農地利用の最適化推進のため市内の農地を巡回し調査しております。農地法において適正な農地の管理は所有者の義務となっておりますので、引き続き適正な管理にご協力下さい。

末筆ではございますが、皆様とご家族のご多幸を祈念申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

清瀬市農業委員会会長 松村俊夫

## 清瀬市農畜産物品評会及び即売会の開催

清瀬市農畜産物品評会を清瀬市農業まつりと同時開催し、多くの農業者の方から昨年を上回る 313 点もの農畜産物が出品されました。11月18日(土)の審査会において6名の審査員による厳正なる審査の結果、特別賞20点、優良賞20点、努力賞39点が入賞しました。特別賞の入賞者は下記のとおりです。

また、11月19日(日)には4年ぶりに品評会出品物の一般公開および販売を行い、大変な盛況となりました。ご協力いただきありがとうございました。



## 清瀬市農畜産物品評会特別賞

### 清瀬市農業後継者顕彰及び新規就業者奨励賞受賞者一覧

#### 清瀬市農畜産物品評会特別賞

| 受賞者氏名                            | 品目     | 受賞者氏名     | 品目     |
|----------------------------------|--------|-----------|--------|
| 並木浩(中清戸)                         | キャベツ   | 村野健一(上清戸) | カリフラワー |
| 小寺麻里子(下清戸)                       | ほうれん草  | 関健一(下清戸)  | なす     |
| 村野茂(上清戸)                         | こまつな   | 関直之(中清戸)  | 柿      |
| 清水洋士(下清戸)                        | にんじん   | 小島弘子(旭が丘) | ミカン    |
| 岩田英明(旭が丘)                        | かぶ     | 村野和子(上清戸) | いんげん   |
| 石井龍之介(下清戸)                       | だいこん   | 松村新太郎(中里) | オリーブ   |
| 石井啓介(下清戸)                        | ばれいしょ  |           | デコボン   |
| 金子住晴(旭が丘)                        | さといも   | 松村俊夫(中里)  | コウヤマキ  |
| 村野勝夫(上清戸)                        | ブロッコリー | 松村勇希(中里)  | フィリアオキ |
| 野村美沙貴(下清戸)                       |        | 小俣靖史(中里)  | ソヨゴ    |
| 技術優秀特別表彰 ※3年連続同一品目で優秀賞を受賞された方が対象 |        | 石井啓介(下清戸) | ばれいしょ  |

#### 清瀬市農業後継者顕彰

清瀬市農業後継者顕彰は都市近郊農業の振興発展のために3年以上就農された農業後継者を市が顕彰する制度です  
受賞者：清水 賢(旭が丘)

#### 新規就業者奨励賞

新規就業者奨励賞は新規就業者の意欲を因るため、新規就業者に対して公益財団法人東京都農林水産振興財団が奨励賞を交付する制度です  
受賞者：小糸 章裕(上清戸)  
(敬称略)

清瀬市農畜産物品評会特別賞20名のうち8名の受賞者及び清瀬市農業後継者顕彰、新規就業者奨励賞の方々の授与式を行いました。受賞されました皆様、誠にありがとうございます。



令和5年7月20日より

## 新しい農業委員会がスタートしました

会長



松村俊夫（中里）

会長職務代理



小寺正明（下清戸）

農地部会長



齊藤正樹（上清戸）

農地部会



小寺一壽（下清戸）

農地部会



村山昇（中清戸）

農政部会長



村野和博（上清戸）

農地部会長



村野正明（中里）

農地部会



森田庄司（野塩）

農地部会



中村正一（梅園・竹丘）

女性部会長



新井誠子（下宿・旭が丘）

農政部会



村山孝（中清戸）

農地部会



高橋将則（下宿・旭が丘）

農政部会



坂間和弘（下宿・旭が丘）

農政部会



土屋俊治（下清戸）

（ ）内は担当地区を記載  
議席順・敬称略

### 任期満了によりご勇退された委員（50音順）

令和5年7月19日にご退任された方々は下記のとおりです。ご尽力いただき誠にありがとうございました。

石井 啓介 様、内野 悦二 様、金子 住晴 様、金子 廣明 様、後藤 由美子 様、  
並木 浩 様、西川 幸広 様、増田 武 様、横山 眞一 様

### 令和5年度 農業委員会主な活動

毎月の農業委員会総会の開催や農地転用の現地調査等農業委員会の所轄事務の処理を行いました。

《日常の業務以外で行った主な活動など》

令和5年6月 農地利用状況調査（清瀬市内全域）

令和5年8月 第1回清瀬市農業まつり実行委員会

令和5年9月 農地利用状況調査（清瀬市内全域）

令和5年10月 南多摩地区農業委員会協議会による視察

令和5年11月 第2回清瀬市農業まつり実行委員会

多摩市・島しょ農業委員会による視察

清瀬市農業まつり・農畜産物品評会

清瀬市農業委員会勉強会

（都市農地の継承～遺言書を日常に～）

令和5年12月 第3回農業まつり実行委員会

清瀬市農畜産物品評会表彰式等



農地パトロールの様子



勉強会の様子

※その他東京都農業会議主催による  
各種研修等に参加

## 第 65 回農業委員会・農業者大会等 受賞者一覧

### 第 72 回関東東海 花の展覧会花き品評会

金賞 東京都知事賞 坂間忠様



### 北多摩地区 優秀農業経営者表彰受賞

野菜部門 土屋喜久雄様



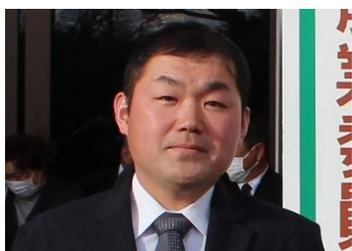
### 第 63 回企業の農業経営顕彰

野菜部門 清水忠雄・多津子様



### 第 43 回農業後継者顕彰

野島久治様・松村新太郎様



### 令和 5 年度農業功労者感謝状

野崎幸伸様



受賞されました皆様、おめでとうございます。

### 農地取得時の下限面積が撤廃

農地法第 3 条許可要件の 1 つであった下限面積要件が撤廃されました。農地の面積に関わらず農地の取得や農業への新規参入が容易になります。なお、その他の要件については引き続き満たすことが必要となりますのでご注意ください。

### 農業委員への申請・届出について

- 農地を農地以外のものとして利用する場合、農地法に基づく届出が必要です。
- 「相続税納税猶予に関する適格者証明」や「引き続き農業経営を行っている証明書」、「生産緑地に係る主たる従事者についての証明」が必要な場合には証明書発行まで日数が必要となります。余裕をもってご申請ください。

### 農地の適正管理について

- **適正な肥培管理を**・・・作物の栽培や害虫駆除、除草等適切に行い、適切な管理を行ってください。また土が流出・飛散しないよう土留め等の対策をお願いします。営農が困難な場合は JA やシルバー人材センター、農地の貸借をご検討下さい。
- **野焼きは原則禁止**・・・野焼きは法令及び条例により原則禁止されています。例外として樹木・農作物の病虫害防除など、営農上行わざるを得ない理由であれば実施できる場合がありますが、周辺からの苦情等があった際には指導対象となります。やむを得ず実施する場合は、風向き、時間帯を考慮し、落ち葉等を乾燥させるなど最低限の量と時間で行い、周辺の住民に十分配慮して下さい。
- **農薬の使用は適切に**・・・農薬使用に際しては安全を十分に確保し、飛散低減のノズルを使用したり周りに影響が少ない天候や時間帯に行うなど近接の農地や住民に配慮して使用していただき、事前周知等も努めていただきますようお願いいたします。

**地場産農産物加工販売支援事業補助金を活用  
新たな農産物加工品が誕生しました！**

- ①ジェノベーゼソース
- ②トマトジャム
- ③マーマレードジャム（ラベルリニューアル）
- ④トマトジュース

※令和6年2月15日時点で申請があったものとなります。

**市民農園開設支援事業**

市では農業者が自ら市民農園を開設する際に必要な経費の一部を補助する市民農園開設支援事業を実施しています。市民農園の開設や運営を民間事業者等へ委託した場合や、開設農地が生産緑地で相続税納税猶予制度の適用を受けている場合であっても開設や補助金を受けることは可能ですのでぜひご利用ください。

**都市農地貸借について**

● 制度概要

「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」は生産緑地（相続税納税猶予制度適用農地含む）を貸借するための法律です。

①貸借期間が満了すると生産緑地は所有者へ返還※されます。

※無償（使用貸借）の場合には相続時に返還する契約が可能ですが、有償（賃貸借）の場合は相続があった場合に返還する契約はできません。

②相続税納税猶予制度適用農地でも貸借が可能です。

③貸借するための下限面積の要件はありません。

●都市農地貸借に伴う補助金

—生産緑地の長期賃貸借奨励事業が新設—

令和5年度以降に都市農地貸借円滑化法による賃貸借（10年以上）した場合には市内で1千㎡あたり20万円の補助金が交付されます。この補助事業は当市でも今年度1件の申請が予定されています。

また清瀬市においても都市農地貸借円滑化法による農地の貸借を行う際には、土壌改良や石灰等に係る経費の一部を補助する制度があります。「肥培管理が難しいため他の農家の方に貸したい」「収益を上げるため農地を借りたい」など農地の貸借にご興味がある方は農業委員会までご連絡下さい。

**令和6年度 主な農業予算（農業費）の概要（令和6年3月市議会定例会で審議）**

**農業委員会活動事業**

・農業委員会の所轄事務等を遂行するために必要な経費…………… 9,283千円

**農業振興対策事業**

・都市農地貸借促進事業…………… 500千円

都市農地貸借円滑化法を適用して農地の貸借を行う際に、土壌改良等に係る経費の一部を補助

・地場産農産物加工販売支援事業…………… 500千円

農産物加工品を製造し販路拡大を行う場合に農産物加工品製造に係る製造費や開発費の一部を補助

・未来に残す東京の農地プロジェクト…………… 2,496千円

地域及び環境に配慮した基盤整備に必要な経費の一部を補助

・農業振興対策事業種子配布…………… 300千円

土埃対策及び景観美化用緑肥種子の配布

・農業特産物出荷改善事業…………… 1,320千円

市内産PR用出荷容器（段ボール箱等）の購入費の一部を補助

・地域農業者支援事業（補助内容改定予定）…………… 5,000千円

パイプハウスの張替や農機具、農業資材の購入費の一部を補助

**市民農園事業**

・市民農園開設支援事業（補助内容改定予定）…………… 2,500千円

新たな農業経営の手法として、市内農業者が市民農園を整備するための費用の一部補助

**農業まつり事業**

・農業まつりを実施するために必要な経費…………… 1,467千円

## 参加者募集や加入のご案内などのお知らせ

### 農業簿記講座の参加者募集

農業委員会では東京都農業会議から講師を招き、市役所等にて市内の農業者を対象に毎月1回の農業簿記講座を開催しています。講習内容は初歩的な記帳方法などで受講料は無料です。受付は随時行っていますので、ご興味のある方は農業委員会事務局までお問い合わせください。

【お問合せ】農業委員会事務局（産業振興課）

Tel.042-497-2052

### 全国農業新聞を購読してみませんか

全国農業新聞は農業委員会系統組織の情報機関紙として、全国農業会議所が発行する週刊紙です。一週間の農政の動向や栽培技術、流通に関する情報、農業者の取組などの農業者に役立つ情報がわかりやすくまとめられていますので是非一度購読してみませんか。毎週金曜日に発行されており、一カ月の購読料は700円です。お申し込みについては、農業委員会事務局までお問い合わせください。

【お問合せ】農業委員会事務局（産業振興課）

Tel.042-497-2052

### 収入保険制度のご案内

収入保険制度とは、平成31年1月に始まった農業経営の収入全体を補てん対象とした保険制度です。農業経営を行う上で自然災害や価格低下などによる収入の減少があった際に収入の一部を補てんします。

- 加入できる方は、青色申告を行っている農業者
- 対象品目は、自らが生産して販売する農作物、家畜、農産物(一部対象外もごございます)

詳細は、NOSA I 東京（東京都農業共済組合）にお問い合わせください。

【お問合せ】NOSA I 東京

Tel.042-381-7111

### 農業者年金基金のご案内

農業者年金は、少子高齢化時代に強い積立方式・確定拠出型年金です。

- 加入できる方は、年間60日以上農業従事する65歳未満（ただし60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者）
- 保険料の金額は、月額2万円～6万7千円の間で、千円単位で保険料の額を選択できます。
- 終身年金で80歳までの保証付きです。
- 支払う保険料は全額が社会保険料控除の対象となります。

【加入のお申込先】農業委員会事務局（産業振興課）

又は J A 東京みらい清瀬支店

【お問合せ】農業者年金基金専門相談員

Tel.03-3502-3199

### GAPを経営に取り入れませんか

GAPとは「農業生産工程管理」のことであり、日々の農作業の中に潜んでいるリスクを明らかにし、より良い農業を目指す改善活動です。農業経営のリスクの軽減や農場の管理の効率化、販売先からの信頼向上等のメリットがあります。認証までは考えていないという方も、まずはGAPの考え方を経営に取り入れてみてはいかがでしょうか。

【お問合せ】東京都中央農業改良普及センター

Tel.042-465-9882

### 認定農業者の認定を受けませんか

認定農業者になると、農業経営改善のため計画書を作成し、将来の経営や目標を明確化することができます。また、経営改善に向けた農機具や農業用資材等の購入のため、市や都の事業が活用できるなどの利点があります。なお、一定の農業所得目標が認定の基準となっています。

《次年度の予定》

令和6年12月 認定希望者募集締め切り

令和7年1月 事前相談会経営改善計画書作成

令和7年3月 認定証交付

【お問合せ】農業委員会事務局（産業振興課）

Tel.042-497-2052